

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の会社法（以下「新法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定。附則第十条において同じ。）の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の会社法（以下「旧法」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

第三条 この法律の施行前にされた会社法第三百五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

(代理権を証明する書面等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた旧法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

(社外取締役の設置義務等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に監査役会設置会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社であり、かつ、同条第六号に規定する大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものについては、新法第三百二十七条の二の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しない。この場合において、旧法第三百二十七条の二に規定する場合における理由の開示については、なお従前の例による。

(補償契約に関する経過措置)

第六条 新法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

(役員等のために締結される保険契約に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に株式会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

(社債に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第六百七十六条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債及びこの法律の施行前に会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその新株予約権付社債の発行の手續については、新法第六百七十六条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する社債であつて、社債管理者を定めていないもの（この法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないうで発行された社債を含む。）には、新法第六百七十六条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

3 この法律の施行の際現に存する社債の記載事項については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

(新株予約権に係る登記に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に登記の申請がされた新株予約権の発行に関する登記の登記事項については、新法第九十一条第三項第十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣臨時代理 国務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 安倍 晋三

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 法務省関係（第一条―第十七条）

第二章 内閣官房関係（第十八条―第二十条）

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係（第二十一条―第二十三条）

第二節 金融庁関係（第二十四条―第四十七条）

第四章 総務省関係（第四十八条―第五十一条）

第五章 財務省関係（第五十二条―第六十四条）

第六章 文部科学省関係（第六十五条―第六十八条）

第七章 厚生労働省関係（第六十九条―第七十九条）

第八章 農林水産省関係（第八十条―第九十二条）

第九章 経済産業省関係（第九十三条―第一百零四条）

第十章 国土交通省関係（第一百零五条―第一百二十二条）

第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任（第二百二十四条・第二百二十五条）

附則

第一章 法務省関係

第一条 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正

第二条 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条の二の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「並びに第三百二十二条」を「第三百二十二条から第三百三十七号まで並びに第三百三十九号」に改める。

(担保付社債信託法の一部改正)

第二条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「並びに第七百三十一条第三項」を「第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項」に、「これらの規定」を「同法第七百七十七条第二項」に、「担保付社債信託法第二条第一項に規定する」を「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約（以下単に「信託契約」という。）の受託会社」と、同法第七百七十八条第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文中「社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二